

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する専門的事項に係る調査の依頼について

本議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定により、下記のとおり調査を依頼するものとする。

記

1 調査事項

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する事項

2 調査期間

令和4年12月13日から令和5年2月8日まで

3 調査を依頼する者

明治大学 名誉教授	青 山 侑 氏
東洋大学理工学部建築学科 准教授	大 澤 昭 彦 氏